

# 兵庫県公報

令和6年3月8日 金曜日 第3号外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

人事委員会規則	ページ
○ 職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則	1
人事委員会告示	
○ 職員の給与に関する実施規程等の一部を改正する規程	6

## 公布された法令のあらまし

◎職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則（人事委員会規則第2号）  
職員の給与等に関する条例の改正等に伴い、所要の整備を行うこととした。

## 人事委員会規則

職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月8日

兵庫県人事委員会

委員長 田中基康

### 兵庫県人事委員会規則第2号

#### 職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則

（職員の給与に関する規則の一部改正）

第1条 職員の給与に関する規則（昭和35年兵庫県人事委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第28条第1号中「交替制勤務に従事する職員等で平均1箇月当たりの通勤所要回数」を「在宅勤務等手当を支給される職員、交替制勤務に従事する職員その他の職員で1箇月当たりの平均通勤所要回数」に改め、同条第2号中「平均1箇月当たりの通勤所要回数分」を「1箇月当たりの平均通勤所要回数分」に改める。

第28条第3号、第28条の2、第28条の4第2号から第4号まで及び第6号並びに第30条の2第2項第1号イ及び第2号、第4項、第5項第2号及び第4号、第6項第2号及び第8項中「平均1箇月当たりの通勤所要回数」を「1箇月当たりの平均通勤所要回数」に改める。

第28条の2中「を含む。」の右に「次項において同じ。」を加え、「職員とし、同号の人事委員会規則で定める割合は、100分の50とする。」を「職員とする。」に改め、同条に次の1項を加える。

2 条例第17条第2項第2号の人事委員会規則で定める割合は、100分の50とする。

第30条の2第5項第4号中「の前日まで」を「以後」に改め、同条第8項中「第28条の2」を「第28条の2第1項」に改める。

第33条の11の次に次の5条を加える。

（在宅勤務等手当）

第33条の12 条例第17条の4第1項に規定する人事委員会規則で定める期間は、3箇月とする。

第33条の13 条例第17条の4第1項に規定する人事委員会規則で定める時間は、次に掲げる時間とする。

(1) 勤務時間条例第11条の3第1項に規定する超勤代休時間又は勤務時間条例第12条に規定する休日等若しくは年末年始の休日等に割り振られた勤務時間（いずれも特に勤務することを命ぜられた時間を除く。）

(2) 休暇により勤務しない時間及び前号に掲げる時間のほか、勤務しないことにつき特に承認があった時間

第33条の14 任命権者は、在宅勤務等手当を支給する場合において必要と認めるときは、勤務時間条例第22

条第1項に規定する在宅勤務（以下この条において「在宅勤務」という。）を行う場所、日数その他条例第17条の4第1項の職員たる要件を具備するかどうかの判断に必要な事項を確認するものとする。

2 任命権者は、前項の確認を行う場合において必要と認めるときは、職員に対し在宅勤務を行う場所等を明らかにする書類の提出等を求めるものとする。

第33条の15 在宅勤務等手当は、給料の支給日に支給するものとする。

第33条の16 職員が新たに条例第17条の4第1項の職員たる要件を具備すると認められた場合には、同項に規定する人事委員会規則で定める期間以上の期間、在宅勤務等手当を支給する。ただし、在宅勤務等手当を支給されている職員が同項の職員たる要件を欠くこととなったと認められた場合においては、当該要件を欠くこととなったと認められた月以後、在宅勤務等手当を支給しない。

第2条 職員の給与に関する規則の一部を次のように改正する。

第3条の2第2項中「若しくは」の右に「同条第3項及び勤務時間条例第6条第2項において読み替えて準用する同条第1項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日（以下「勤務時間を割り振らない日」という。）若しくは」を加える。

第3条の4及び第21条第2項中「の日数」を「及び勤務時間を割り振らない日の日数の合計日数」に改める。

第34条第1項第4号ア及び第37条第21項第4号から第6号まで中「週休日」の右に「、勤務時間を割り振らない日」を加える。

第3条 職員の給与に関する規則の一部を次のように改正する。

第3条の3中「1年」を「6箇月」に改める。

（公立学校教育職員等の給与に関する規則の一部改正）

第4条 公立学校教育職員等の給与に関する規則（昭和35年兵庫県人事委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第27条第1号中「交替制勤務に従事する職員等で平均1箇月当たりの通勤所要回数」を「在宅勤務等手当を支給される職員、交替制勤務に従事する職員その他の職員で1箇月当たりの平均通勤所要回数」に改め、同条第2号中「平均1箇月当たりの通勤所要回数分」を「1箇月当たりの平均通勤所要回数分」に改める。

第27条第3号、第27条の2、第27条の4第2号から第4号まで及び第6号並びに第29条の2第2項第1号イ及び第2号、第4項、第5項第2号及び第4号、第6項第2号及び第8項中「平均1箇月当たりの通勤所要回数」を「1箇月当たりの平均通勤所要回数」に改める。

第27条の2中「を含む。」の右に「次項において同じ。」を加え、「職員とし、同号の人事委員会規則で定める割合は、100分の50とする。」を「職員とする。」に改め、同条に次の1項を加える。

2 条例第19条第2項第2号の人事委員会規則で定める割合は、100分の50とする。

第29条の2第5項第4号中「の前日まで」を「以後」に改め、同条第8項中「第27条の2」を「第27条の2第1項」に改める。

第33条の2の次に次の5条を加える。

（在宅勤務等手当）

第33条の3 条例第20条の2第1項に規定する人事委員会規則で定める期間は、3箇月とする。

第33条の4 条例第20条の2第1項に規定する人事委員会規則で定める時間は、次に掲げる時間とする。

(1) 勤務時間条例第11条の3第1項に規定する超勤代休時間又は勤務時間条例第12条に規定する休日等若しくは年末年始の休日等に割り振られた勤務時間（いずれも特に勤務することを命ぜられた時間を除く。）

(2) 休暇により勤務しない時間及び前号に掲げる時間のほか、勤務しないことにつき特に承認があった時間

第33条の5 任命権者は、在宅勤務等手当を支給する場合において必要と認めるときは、勤務時間条例第22条第1項に規定する在宅勤務（以下この条において「在宅勤務」という。）を行う場所、日数その他条例第20条の2第1項の職員たる要件を具備するかどうかの判断に必要な事項を確認するものとする。

2 任命権者は、前項の確認を行う場合において必要と認めるときは、職員に対し在宅勤務を行う場所等を明らかにする書類の提出等を求めるものとする。

第33条の6 在宅勤務等手当は給料の支給日に支給するものとする。

第33条の7 職員が新たに条例第20条の2第1項の職員たる要件を具備すると認められた場合には、同項に規定する人事委員会規則で定める期間以上の期間、在宅勤務等手当を支給する。ただし、在宅勤務等手当

を支給されている職員が同項の職員たる要件を欠くこととなったと認められた場合においては、当該要件を欠くこととなったと認められた月以後、在宅勤務等手当を支給しない。

第5条 公立学校教育職員等の給与に関する規則の一部を次のように改正する。

第3条の2第2項中「若しくは」の右に「同条第3項及び勤務時間条例第6条第2項において読み替えて準用する同条第1項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日（以下「勤務時間を割り振らない日」という。）若しくは」を加える。

第3条の4及び第20条第2項中「の日数」を「及び勤務時間を割り振らない日の日数の合計日数」に改める。

第43条第19項第4号から第6号まで中「週休日、」の右に「勤務時間を割り振らない日、」を加える。

第6条 公立学校教育職員等の給与に関する規則の一部を次のように改正する。

第3条の3中「1年」を「6箇月」に改める。

（職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正）

第7条 職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年兵庫県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第1条の2の見出し中「規定に基づく勤務時間の割振りの基準等」を「適用除外職員」に改める。

第1条の3に見出しとして「(条例第4条第3項の規定に基づく勤務時間の割振り等の基準)」を付し、同条第1項中「に基づく」を「の規定に基づく勤務時間を割り振らない日の設定又は」に改め、同項第1号を削り、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号中「午前9時から午後4時」を「午前10時から午後3時」に、「5時間」を「2時間」に改め、「勤務時間とすること。」の右に「ただし、特例対象日を定めた職員の当該特例対象日については、この限りでないこと。」を加え、同号を同項第3号とし、同号の前に次の2号を加える。

(1) 条例第4条第3項の規定による勤務時間を割り振らない日は、同項の人事委員会規則で定める期間（以下この号及び第1条の5において「単位期間」という。）をその初日から1週間ごとに区分した各期間（単位期間が1週間である場合にあっては、単位期間。次号において「区分期間」という。）ごとにつき1日を限度とすること。

(2) 勤務時間は、次に定めるとおりとすること。

ア 1日につき2時間以上とすること。ただし、休日（条例第12条に規定する休日をいう。以下同じ。）

その他人事委員会の定める日については、7時間45分とすること。

イ 区分期間（条例第4条第3項の規定による勤務時間を割り振らない日を含む区分期間を除く。）ごとにつき1日（次号において「特例対象日」という。）については、2時間未満とすることができるものとすること。

第1条の3第2項中「基づく」の右に「勤務時間を割り振らない日の設定又は」を加え、「第1項第2号」を「前項第3号」に改める。

第1条の4第2項中「考慮して」の右に「前条第1項第1号の基準による勤務時間を割り振らない日を設定、又は」を加え、「当該申告どおりの勤務時間の割振りによると」を「当該申告どおりに勤務時間を割り振らない日を設定、又は勤務時間を割り振ると」に改め、「定めるところにより」の右に「勤務時間を割り振らない日を設定、又は」を加え、同条第3項中「勤務時間の割振り又はこの項の規定により変更された後の」を「勤務時間を割り振らない日若しくは勤務時間の割振り又はこの項の規定により変更された後の勤務時間を割り振らない日若しくは」に改め、同項第1号中「割り振られた勤務時間又はこの項の規定により割振りを変更された後の」を「設けられた勤務時間を割り振らない日若しくは割り振られた勤務時間の始業若しくは終業の時刻又はこの項の規定により変更された後の勤務時間を割り振らない日若しくは」に改め、同項第2号中「前項の規定による勤務時間の割振り又はこの項の規定による勤務時間の割振りの変更の後」を「前項の規定により勤務時間を割り振らない日を設定、若しくは勤務時間の割振りを行い、又はこの項の規定により勤務時間を割り振らない日若しくは勤務時間の割振りの変更を行った後」に、「当該勤務時間の割振り又は当該変更の後の」を「前項の規定による勤務時間を割り振らない日若しくは勤務時間の割振り又はこの項の規定による変更の後の勤務時間を割り振らない日若しくは」に改め、同号を同項第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 職員から第3条の2第1項第3号の規定により休憩時間の始まる時刻及び終わる時刻についての申告があった場合において、同号の規定により休憩時間を置くために勤務時間を割り振らない日又は勤務時間の割振りを変更するとき。

第1条の4第4項中「勤務時間の割振り及び前項の規定による」を「勤務時間を割り振らない日又は勤務時間の割振り及び前項の規定による勤務時間を割り振らない日又は」に改める

第1条の5中「条例第4条第3項の人事委員会規則で定める期間（次条第1項において「単位期間」という。）は、条例第4条第3項の規定に基づく勤務時間の割振りについては4週間（4週間では適正に勤務時間の割振りを行うことができない場合として人事委員会の定める場合にあっては、人事委員会の定めるところにより、1週間、2週間又は3週間）とし、同条第4項の規定に基づく週休日（同条第1項に規定する週休日をいう。以下同じ。）及び勤務時間の割振りについては」を「単位期間は、」に改める。

第1条の6から第1条の11までを削り、第1条の12中「又は第4項」を削り、「週休日及び」を「勤務時間を割り振らない日の設定又は」に改め、同条を第1条の6とする。

第2条第1項中「週休日」の右に「(条例第4条第1項に規定する週休日をいう。以下同じ。)」を加える。

第3条第1項中「条例第6条に規定する人事委員会規則」を「条例第6条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する人事委員会規則」に、「場合は、同条」を「場合は、同条第1項」に、「あつては、同条」を「あつては、同項」に改め、同項第1号及び第2号中「第6条」を「第6条第1項」に改め、同条第2項中「第6条」を「第6条第1項」に、「同条」を「同項」に改める。

第3条の2中「職務の特殊性又はその事務所等の特殊の必要がある場合において、」を削り、同条第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 条例第4条第3項の規定により勤務時間を割り振る場合において、同項の規定による申告をした職員から休憩時間の始まる時刻及び終わる時刻について申告があったとき。

第3条の2に次の1項を加える。

2 前項第3号の規定による休憩時間の申告に関し必要な事項は、任命権者が定める。

第5条第2項中「勤務時間を割り振り、若しくは同条第4項の規定により週休日を設け、及び」を「勤務時間を割り振らない日を設け、若しくは」に改める。

第9条の7を次のように改める。

第9条の7 条例第11条の2第4項に規定するその他人事委員会規則で定める者は、次に掲げる者（第2号に掲げる者にあつては、職員と同居しているものに限る。）とする。

(1) 祖父母、孫及び兄弟姉妹

(2) 職員又は配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。別表第2において同じ。）との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者及び職員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者で人事委員会が定めるもの

2 条例第11条の2第4項に規定する人事委員会規則で定める期間は、2週間以上の期間とする。

第17条第1項第5号中「週休日」の右に「、条例第4条第3項及び条例第6条第2項において読み替えて準用する同条第1項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日（以下この条において「勤務時間を割り振らない日」という。）」を加え、同項第17号及び第18号中「週休日」の右に「、勤務時間を割り振らない日」を加える。

第26条の3中「若しくは第4条第4項」及び「第1条の10第1項の規定による届出、」を削る。

第8条 職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を次のように改正する。

第16条第1項第1号イ中「2年」を「180日」に改める。

（職員の子育て支援に関する規則の一部改正）

第9条 職員の子育て支援に関する規則（平成21年兵庫県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第1条の2第1号中「第6条又は」を「第6条第1項又は」に改める。

（会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部改正）

第10条 会計年度任用職員の給与等に関する規則（令和元年兵庫県人事委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第8条の次に次の1条を加える。

（在宅勤務等手当に相当する加算報酬）

第8条の2 在宅勤務等手当に相当する加算報酬は、人事委員会の定める期間以上の期間において1箇月当たり平均10日を超えて正規の勤務時間（休暇により勤務しない期間その他人事委員会で定める時間を除く。）の全部について勤務時間条例第22条第1項に規定する在宅勤務をする第1号会計年度任用職員に支給する。

2 前項の加算報酬の月額は、3,000円とする。

- 3 第1項の加算報酬は、基本報酬の支給日に支給するものとする。
- 4 第1号会計年度任用職員が新たに第1項の職員たる要件を具備すると認められた場合には、同項に規定する人事委員会の定める期間以上の期間、在宅勤務等手当に相当する加算報酬を支給する。ただし、在宅勤務等手当に相当する加算報酬を支給されている職員が同項の職員たる要件を欠くこととなったと認められた場合においては、当該要件を欠くこととなったと認められた月以後、在宅勤務等手当に相当する加算報酬を支給しない。

第11条 会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を次のように改正する。

第48条第2項を次のように改める。

- 2 任命権者は、次に掲げる場合には、人事委員会の定めるところにより、休憩時間を一斉に与えないことその他の休憩時間の基準について別段の定めをすることができる。
  - (1) 職務の特殊性又はその事務所等の特殊の必要性がある場合
  - (2) 職員の健康及び福祉に重大な影響を及ぼし、又は能率を甚だしく阻害する場合

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
  - (1) 第2条、第5条、第7条、第9条及び第11条の規定 令和6年5月1日
  - (2) 第3条、第6条、第8条及び附則第2項から第6項までの規定 令和7年4月1日  
(病気休暇の期間等に関する経過措置)
- 2 次の各号に掲げる病気休暇の期間については、その者が申告した場合、第8条の規定による改正前の職員の勤務時間、休暇等に関する規則（以下「勤務時間規則」という。）第16条第1項の規定は、なおその効力を有する。
  - (1) 令和7年3月31日以前から引き続き精神障害による病気休暇の期間
  - (2) 第3条の規定による改正前の職員の給与に関する規則（以下「職員給与規則」という。）第3条の3又は第6条の規定による改正前の公立学校教育職員等の給与に関する規則（以下「教員給与規則」という。）第3条の3の規定を適用した場合に、令和7年3月31日以前に取得を始めた病気休暇の期間と通算される精神障害による病気休暇の期間
- 3 前項の規定により、なおその効力を有する第8条の規定による改正前の勤務時間規則第16条第1項の規定を適用する場合の病気休暇の期間の通算については、第3条の規定による改正前の職員給与規則第3条の3又は第6条の規定による改正前の教員給与規則第3条の3の規定は、なおその効力を有する。
- 4 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年兵庫県条例第43号）第5条の2に規定する義務教育諸学校等の職員（以下「義務教育諸学校等の職員」という。）の病気休暇の期間及び病気休暇の期間の通算については、第6条の規定による改正後の教員給与規則第3条の3、第8条の規定による改正後の勤務時間規則第16条第1項及び前2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 5 病気休暇の取得を始めた義務教育諸学校等の職員が、令和7年4月1日以後に義務教育諸学校等の職員以外の職員となった場合における病気休暇の期間及び病気休暇の期間の通算については、第6条の規定による改正前の教員給与規則第3条の3及び第8条の規定による改正前の勤務時間規則第16条第1項の規定を適用する。ただし、第6条の規定による改正前の教員給与規則第3条の3の規定により病気休暇の期間が通算されないこととなる場合における病気休暇の期間及び病気休暇の期間の通算については、第3条の規定による改正後の職員給与規則第3条の3又は第6条の規定による改正後の教員給与規則第3条の3及び第8条の規定による改正後の勤務時間規則第16条第1項の規定を適用する。
- 6 病気休暇の取得を始めた義務教育諸学校等の職員以外の職員が、令和7年4月1日以後に義務教育諸学校等の職員となった場合における病気休暇の期間及び病気休暇の期間の通算については、第3条の規定による改正後の職員給与規則第3条の3若しくは第6条の規定による改正後の教員給与規則第3条の3及び第8条の規定による改正後の勤務時間規則第16条第1項の規定又は附則第2項の規定によりなおその効力を有する第8条の規定による改正前の勤務時間規則第16条第1項及び附則第3項の規定によりなおその効力を有する第3条の規定による改正前の職員給与規則第3条の3若しくは第6条の規定による改正前の教員給与規則第3条の3の規定を適用する。ただし、病気休暇の取得を始めた日の属する病気休暇の期間についてその者に適用される第3条の規定による改正後の職員給与規則第3条の3若しくは第6条の規定による改正後の教員給与規則第3条の3の規定又は附則第3項の規定によりなおその効力を有する第3条の規定による改正前の

職員給与規則第3条の3若しくは第6条の規定による改正前の教員給与規則第3条の3の規定により病気休暇の期間が通算されないこととなる場合における病気休暇の期間及び病気休暇の期間の通算については、第6条の規定による改正前の教員給与規則第3条の3及び第8条の規定による改正前の勤務時間規則第16条第1項の規定を適用する。

## 人事委員会告示

職員の給与に関する実施規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年3月8日

兵庫県人事委員会

委員長 田中基康

### 兵庫県人事委員会告示第1号

#### 職員の給与に関する実施規程等の一部を改正する規程

(職員の給与に関する実施規程の一部改正)

第1条 職員の給与に関する実施規程(昭和35年兵庫県人事委員会告示第3号)の一部を次のように改正する。

第18条第1項中「平均1箇月当たりの通勤所要回数は、年間を通じて通勤に要することとなる回数を12で除して得た数」を「1箇月当たりの平均通勤所要回数」は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める数」に改め、同項に次の2号を加える。

- (1) 在宅勤務等手当を支給される職員 規則第33条の12に規定する期間以上の期間を通じて通勤に要することとなる回数を当該期間の月数で除して得た数
- (2) 交替制勤務に従事する職員その他の職員 年間を通じて通勤に要することとなる回数を12で除して得た数

第18条第2項中「規則第28条の2」を「規則第28条の2第1項」に、「平均1箇月当たりの通勤所要回数」を「1箇月当たりの平均通勤所要回数」に改める。

第20条の2第3項第2号中「平均1箇月当たりの通勤所要回数」を「1箇月当たりの平均通勤所要回数」に改める。

第20条の2の2第2項中「平均1箇月当たりの通勤所要回数分」を「1箇月当たりの平均通勤所要回数分」に改める。

第20条の10の次に次の1条を加える。

(在宅勤務等手当)

第20条の11 条例第17条の4第1項の「人事委員会規則で定める期間以上の期間」とは、月を単位とし、勤務時間条例第22条第1項に規定する在宅勤務(以下この条において「在宅勤務」という。)を行う日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)以降の月から規則第33条の12に規定する期間以上の期間連続する一の期間(以下「一の期間」という。)をいう。この場合において、一の期間中に行う在宅勤務の状況に変更が生じた場合であっても、当該一の期間の始期又は終期が変更されることはない。

2 条例第17条の4第1項の1箇月当たりの在宅勤務の平均日数に係る要件を具備するかどうかの判断は、一の期間において在宅勤務を行う日数を当該一の期間の月数で除して得た数に相当する日数が10日を超えるかどうかにより行うものとする。

第2条 職員の給与に関する実施規程の一部を次のように改正する。

第12条の2第2項中「)及び」を「)並びに同条第3項及び勤務時間条例第6条第2項において読み替えて準用する同条第1項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日(以下「勤務時間を割り振らない日」という。)並びに」に改める。

第22条中「週休日又は」を「週休日若しくは勤務時間を割り振らない日又は」に、「週休日である」を「週休日又は勤務時間を割り振らない日である」に改める。

第22条の2第1項中「週休日又は」を「週休日若しくは勤務時間を割り振らない日又は」に、「当該休日」を「当該休日等」に改める。

第22条の4第1項第9号中「第6条」を「第6条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)」に改める。

(公立学校教育職員等の給与に関する実施規程の一部改正)

第3条 公立学校教育職員等の給与に関する実施規程(昭和35年兵庫県人事委員会告示第9号)の一部を次のように改正する。

第12条第1項第1号中「勤務時間条例第14条」を「職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年兵庫県条例第43号。以下「勤務時間条例」という。)第14条」に改める。

第18条第1項中「平均1箇月当たりの通勤所要回数は、年間を通じて通勤に要することとなる回数を12で除して得た数」を「1箇月当たりの平均通勤所要回数」は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める数」に改め、同項に次の2号を加える。

- (1) 在宅勤務等手当を支給される職員 規則第33条の3に定める期間以上の期間を通じて通勤に要することとなる回数を当該期間の月数で除して得た数
- (2) 交替制勤務に従事する職員その他の職員 年間を通じて通勤に要することとなる回数を12で除して得た数

第18条第2項中「規則第27条の2」を「規則第27条の2第1項」に、「平均1箇月当たりの通勤所要回数」を「1箇月当たりの平均通勤所要回数」に改める。

第20条の2第3項第2号中「平均1箇月当たりの通勤所要回数」を「1箇月当たりの平均通勤所要回数」に改める。

第20条の2の2第2項中「平均1箇月当たりの通勤所要回数分」を「1箇月当たりの平均通勤所要回数分」に改める。

第20条の9の次に次の1条を加える。

(在宅勤務等手当)

第20条の10 条例第20条の2第1項の「人事委員会規則で定める期間以上の期間」とは、月を単位とし、勤務時間条例第22条第1項に規定する在宅勤務(以下この条において「在宅勤務」という。)を行う日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)以降の月から規則第33条の3に規定する期間以上の期間連続する一の期間(以下「一の期間」という。)をいう。この場合において、一の期間中に行う在宅勤務の状況に変更が生じた場合であっても、当該一の期間の始期又は終期が変更されることはない。

2 条例第20条の2第1項の1箇月当たりの在宅勤務の平均日数に係る要件を具備するかどうかの判断は、一の期間において在宅勤務を行う日数を当該一の期間の月数で除して得た数に相当する日数が10日を超えるかどうかにより行うものとする。

第4条 公立学校教育職員等の給与に関する実施規程の一部を次のように改正する。

第12条第2項中「」及び」を「」並びに同条第3項及び勤務時間条例第6条第2項において読み替えて準用する同条第1項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日(以下「勤務時間を割り振らない日」という。)並びに」に改める。

第21条第1項中「週休日又は」を「週休日若しくは勤務時間を割り振らない日又は」に、「週休日である」を「週休日又は勤務時間を割り振らない日である」に改める。

第21条の2第1項中「週休日又は」を「週休日若しくは勤務時間を割り振らない日又は」に、「当該休日」を「当該休日等」に改める。

第21条の4第1項第9号中「第6条」を「第6条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)」に改める。

(職員の勤務時間、休暇等に関する実施規程の一部改正)

第5条 職員の勤務時間、休暇等に関する実施規程(平成7年兵庫県人事委員会告示第3号)の一部を次のように改正する。

第1条の2の見出し中「又は第4項の規定に基づく週休日及び勤務時間の割振り」を「の規定に基づく勤務時間の割振り等」に改め、同条第1項中「第1号」を「第2号ア」に改め、同条第2項中「(規則第1条の6第2項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)」を削り、「規定により同項に規定する基準によらないことができるのは、当該場合の区分に応じ、それぞれ第1号に規定する始業若しくは終業の時刻の設定又は第2号に規定する休憩時間の延長に必要と認められる範囲内に限る。」を「規定による勤務時間を割り振らない日の設定又は勤務時間の割振りは、必要と認められる範囲内で、同条第1項第3号に定める基準によらないことができるものとする。」に改め、同項第1号中「第2号(規則第1条の6第2項において準用する場合にあっては、同条第1項第3号)」を「第3号」に改め、同項第2号中「規則第1条の4第2項

(規則第1条の6第2項において準用する場合にあつては、規則第1条の7第2項)の規定により割り振られる勤務時間を「勤務時間」に改め、「(当該時間帯の直前又は直後に置く第11項の規定によりあらかじめ周知した休憩時間に職員の住居と通常の勤務場所との間の移動が必要となる場合に限る。)」を削り、「当該休憩時間を当該移動に要する時間を超えない範囲内において延長する」を「当該職員の住居と通常の勤務場所との間の移動のため、コアタイム等の時間帯に休憩時間(休憩時間の時間に当該移動に要する時間を加えた時間を超えない範囲内のもの)であつて、当該在宅勤務を行う時間帯の直前又は直後に置かれるものに限る。)を置く」に改め、同条第3項中「後段の規定による勤務時間の割振り」を「後段に規定する公務の運営に支障が生ずると認める場合における勤務時間を割り振らない日の設定又は勤務時間の割振り」に改め、「申告どおりに」の右に「勤務時間を割り振らない日を設け、又は」を、「生ずる日について」の右に「、それぞれ当該勤務時間を割り振らない日を勤務日(条例第6条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。))に規定する勤務日をいう。以下同じ。)」とすとき又は「を、」以外の日について」の右に「勤務時間を割り振らない日とし、又は」を加え、同項第1号中「申告された勤務時間」を「その勤務日とする日又は申告された勤務時間」に、「延長後の勤務時間」を「当該勤務日とする日に割り振る勤務時間又は延長後の勤務時間」に改め、同条第4項中「規則第1条の4第2項の規定により割り振られた勤務時間に係る同条第3項第2号の場合における変更」を「規則第1条の4第3項第3号の場合における勤務時間を割り振らない日又は勤務時間の割振りの変更」に改め、「任命権者が」の右に「当該勤務時間を割り振らない日又は」を加え、「第4項」を「同条第4項」に、「勤務時間の割振りを変更しようとする日(以下「変更日」という。))について既に割り振られている勤務時間数を変更して勤務時間を割り振るときは、必要な限度において、当該変更日以外の日について既に割り振られている勤務時間数を変更して勤務時間を割り振ることができるものとし、その日の選択」を「当該勤務時間を割り振らない日を勤務日とするときは、必要な限度において、その勤務日とする日以外の日を勤務時間を割り振らない日とし、又は当該勤務日とする日以外の日について既に割り振られている勤務時間数を変更することができ、変更日について既に割り振られている勤務時間数を変更して勤務時間を割り振るときは、必要な限度において、当該変更日以外の日について既に割り振られている勤務時間数を変更して勤務時間を割り振ることができるものとし、その勤務時間を割り振らない日とする日又は既に割り振られている勤務時間数を変更する日の選択」に改め、同条第5項から第9項までを削り、同条第10項中「勤務時間を割り振り、又は同条第4項の規定により週休日」を「勤務時間を割り振らない日」に、「及び」を「又は」に改め、同項を同条第5項とする。

第2条第1項中「一の週休日」の右に「(条例第4条第1項に規定する週休日をいう。以下同じ。)」を加える。

第3条の8を次のように改める。

第3条の8 規則第9条の7第1項の「同居」には、職員が要介護者の居住している住宅に泊まり込む場合等を含む。

2 規則第9条の7第1項第2号の「人事委員会が定めるもの」は、次に掲げる者とする。

- (1) 父母の配偶者
- (2) 配偶者の父母の配偶者
- (3) 子の配偶者
- (4) 配偶者の子

3 規則第9条の8において読み替えて準用する規則第9条の4第1項第2号及び規則第9条の6第1項第2号の「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した場合」とは、当該請求に係る要介護者が、離婚、婚姻の取消し、離縁等により職員の親族でなくなった場合をいう。

第7条第1項第4号ウ中「第6条の2」を「第6条の2の2」に改める。

(職員の子育て支援に関する実施規程の一部改正)

第6条 職員の子育て支援に関する実施規程(平成21年人事委員会告示第2号)の一部を次のように改正する。

第1条の2第2項第1号中「第6条」を「第6条第1項」に改める。

(会計年度任用職員の給与等に関する実施規程の一部改正)

第7条 会計年度任用職員の給与等に関する実施規程(令和元年兵庫県人事委員会告示第2号)の一部を次のように改正する。

第4条の次に次の1条を加える。

(在宅勤務等手当に相当する加算報酬)

第4条の2 規則第8条の2第1項の人事委員会で定める期間は、職員給与規則第33条の12の規定の例によ



る。

2 規則第8条の2第1項の人事委員会で定める時間は、職員給与規則第33条の13の規定の例による。

第8条 会計年度任用職員の給与等に関する実施規程の一部を次のように改正する。

第14条第1項第1号中「4時間」を「2時間」に改める。

第17条を次のように改める。

第17条 任命権者は、次の各号のいずれかに該当するときは、休憩時間を一斉に与えないことができる。

- (1) 交替制によって勤務させるとき。
- (2) 同一事業内であっても作業場を異にする場合で、公務の運営上必要なとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、休憩時間の自由利用が妨げられず、かつ、勤務を過重なものとしないと認められるとき。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第2条、第4条から第6条まで及び第8条の規定は、令和6年5月1日から施行する。